

【招待論文】

開 発 と 遺 跡

Development and Historical Site

高 野 浩 二*

は じ め に

近年、各種の開発を推進するにあたって、関係する遺跡等への対応のため、開発効果発揮時期の遅延、費用の増大、さらには計画の修正、変更、などの事態が数多く発生し、開発における遺跡等の保護、は大きな課題の一つになっている。

私はこの方面のことにいささか関係した者の一人として、菲才をかえりみず、その現情、考え方などについて私見を述べさせていただき、開発に携わる方々の今後のご参考に供したいと思うものである。

なお、ある地域での精神的な結びつき、郷土愛、の底流をなすものは、共通の自然、共通の歴史、共通の文化であるから、その意味では、開発と地域への対応、と。また、遺跡は地域の歴史環境の重要な一部を形成するものであるから、その意味では、開発と環境対策、と。この問題は共通のものを有していることを念のため申し添えておく。

また、今後の記述を簡明にするため、次のとおり用語を定義する。

開発者：主として開発を進める立場にある人々。

保護者：主として文化財保護の立場にある人々。

一般人：上のどちらにもとくに属さない人々。

開 発 の 意 義

人類が地球上に姿を現わしたのは、洪積世の一時期、今から100万年ほど前のこととして、以来、人口増と生活の向上のために、その居住範囲はおいおい拡張されてはいったものの、今日に至るまで、陸上の平地または丘陵地の一部にほぼ限られている。その限られた範囲で、新しい生活環境を

※ *koji* TAKANO, 正会員 (株)建設技術研究所 常務取締役

作り出すための開発はもとより、すでに悪化しはじめた古い環境を新しいよりよい環境にするための再開発、さらに、再々開発が繰り返えされてきたのである。私達はもはや、アマゾンの奥地などでは幾日も生きてはいられないほど文明の中のひ弱な生物となり、しかも、より豊かな、より文化的な生活を営むことに対する欲求は日増しに大きくなっている。人口、経済、環境、文化、どの面から考えても、今や人類生存のために、開発、は不可欠の行為である、といえよう。

保 護 の 意 義

個人は自らの経験から自己の次の行動を導き出している。人類も同じ様に、人類の過去の経験から将来の生存の方向を考える。人類の経験は歴史であり、その資料として文化遺産は当然必要不可欠である。こういった表現を用いるまでもなく、私達の社会の実態を理解するための根本資料として、文化財は不可欠であること、したがって、その保護の重要性について疑念をいだく人は少ないであろう。

文化財保護法の第一条には、この法律の目的として次のように書かれている。

「この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。」

文化財の概念，価値の変容

わが国において文化財の保護が制度として行われたのは明治維新後であり、文化財保護関連法の起源は、明治4年の太政官布告となる。保護されるべき文化財の概念は、太政官布告では古器旧物類、明治30年制定の古社寺保存法での建造物、すなわち「物」にはじまり、大正8年の史跡名勝天然記念物保存法では「土地」が加わり、さらに、昭和25年制定、昭和29年改定の文化財保護法においては無形文化財として「技能」が加えられた。

近年の大きな変化としては、昭和50年の文化財保護法改正時に加えられた伝統的建造物群の保存で、ここではいわゆる「歴史的風致としての雰囲気」という形で、環境をも含めて保護する、という考え方が打ち出されている。

このような文化財の概念の変容は、いわば、その時代時代の価値観を反映しているのであり、さらにその価値観をつくり出している要因は、とりもなおさず、その時代に生きる人々の意識であると言えよう。

開発者は昨今、よりよい環境の形成のためにという自らの価値体系が、遺跡―埋蔵文化財という異質の価値体系に直面して、新しい研究と適切な対応を求められているのである。しかし、このことは、保護者もまた、同様に、ひとつの時代的価値観の変容に直面して、対応の努力を迫まられていることを意味するものである。膨大な量の遺跡を、これまでの学術調査の処理に加えて、開発への対応を含め、より人々のニーズに応えた形で対処することが求められているのである。

遺跡の分布状況

わが国の国土面積はおよそ 378,000 km²、そのうちで、山地、河川などを除くいわゆる可住地の面積は、せいぜい 123,000 km²程度である。人類の生活の場ということで当然ながら遺跡の分布するのもおおむねこの範囲である。

一方、遺跡の箇所数は、昭和37年頃の全国遺跡分布調査により約 138,000 とされていたが、その後、推定箇所以外の場所から不時発見などされる遺跡も多かったため、再度調査がなされ、現在全国の遺跡分布総数は、300,000 箇所になんなんとする、とされている。

これ等のことから容易に推論できることは、開発可能な地域 1 km²あたり、遺跡は平均 2～3 箇所存在する。さらにそういった遺跡の面的なひろがり、また、周辺の風致におよぼす影響、まで考え合わせれば、道路のような長大なものや、中規模以上の宅地造成などの大型開発について、遺跡問題を避けることはまず不可能に近いといえるのである。

開発と遺跡の保護との現在の接点

前記の文化財保護法には、第 3 条に、政府および地方公共団体の任務、として次のように記されている。

「政府および地方公共団体は、文化財が国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるよう、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。」

開発の意義を十二分に承知し、しかも、文化財保護の趣旨を理解し、開発者が、遺跡―埋蔵文化財、の保護と開発との間において、当面とっている具体策は、おおむね次の 3 段階に整理できる。

計画段階における調査、検討

事前発掘調査記録保存

構造等の修正

以上の各段階について、道路事業を例に簡単に説明する。

計画段階における調査、検討

道路の中心線を概略選定することは、道路建設において最も重要な過程の一つである。関連地域の現状と将来の発展の方向、交通量の現況と将来の推計、地域一帯の地形、地質、気候、植生、風土、等々、ルート選定のために配慮すべき要素は非常に多い。もとよりこの中に遺跡などの文化遺産についての十分な検討も含まれる。遺跡の分布については、全国遺跡地図、を基本とした資料がほぼ整えられている。それぞれの要素の重要度も勘案しつつ、各方面の専門家の意見なども参考として、最も効用が大きく、しかも経済的なルートが選ばれるわけであるが、この段階での遺跡への対応にかかる問題点は、

遺跡の分布調査が必ずしも完全でないこと

遺跡などの重要度を他の要素のそれと比較することが困難であること

などがあげられる。

事前発掘調査記録保存

考えられる限りの要素を十分検討し、しかもやむを得ず、道路が周知の遺跡にかかるとか、あるいは遺跡の埋蔵されているおそれの高い区域を計画路線の通過地として選ばざるを得なかった場合。また、まったく予想されなかった場所に工事中に遺跡が不時発見され、やむなく工事を一時中止した場合。これ等の場合には事前発掘調査記録保存の処置がとられる。

この調査は将来の開発を前提として、遺跡を発掘調査し、遺物は整理し、遺構は記録によって保存しようとするいわば次善の策であるが、この段階での問題点をあげると、

発掘調査自体が一種の遺跡の破壊であり、しかも将来の開発を前提とした調査であること

後世学術調査的処理の必要時点であれば、より精度の高い調査が可能であるのに、現在の制約された時間と技術の範囲内での調査にならざるを得ないこと

発掘調査を実施できる保護関係技術者の不足によって調査が遅れ、開発効果の発揮を遅延させること

調査経費が開発の経済的効率に相当の影響を与えることなどである。

構造等の修正

事前発掘調査によって出土した石器、木器、土器などの遺物は、整理、保存することによって将来の活用が可能であるが、住居跡、溝跡、などの遺構は、取り出して保存することはまず不可能に近い。そこで、調査後はこれ等の遺構を破壊しつつ工事を実施するのではあるが、後世より高度な技術による再調査の可能性、ある範囲での活用の可能性、などを考慮して、これ等遺構を極力保護するように、例えば、土砂の法面を擁壁に、高架構造を盛土構造に、など工作物の構造の一部修正を、工学的に可能な範囲で行ったものもある。

また、その地域特有の歴史的風土になじむような構造や色彩を採用する、などの例もある。

一 般 人

現在の一般人には文化財愛好者とみられる人が多い。高松塚の石室に彩色壁画が発見された、となれば、内部の壁画は見られないにもかかわらず、付近の果樹園を踏み荒したように作られた細い道に、老若男女の長蛇の列ができた。この人達は、ご自宅に近い博物館へもこれほどの熱意で通っていただけるだろうか。日本人の心のふるさと明日香を、無秩序な開発による破壊から守る運動が起ると、それが一般人の歴史的観光への欲求を刺激し、大型観光バスをはじめ自動車の混雑、缶ビールの空缶などのごみの山、タイヤと足とによる踏み荒し、さらに、無責任な保存論などにもつながっていく。こういった害を防ぎ、その地域に住む方々の生活を守るために、また別の種類の整備、開発が必要となり、時として、これがまた批判されることにもなる。自分に直接受益のない道路が建設されるために遺跡の一部が破壊される恐れがあると聞いて「文化財を守れ、道路建設反対。」と叫んだ人も、自分の取得したささやかな宅地に遺跡が埋蔵されていたことを建築工事の途中で気付いたときは、まったく同じような対応をするであろうか。

一般に、開発に対する地域の声は、当事者に近い人たちの明確な賛否と、間接的な関係者のややマイルドな批判となるが、後者の方がおおむね世論形成力大きい。開発と保護、における問題についても、こういった間接的関係者の声の強いのが通常であり、利害というよりも、考え方、姿勢について問われることになる場合が多い。

人間集団の行為の原則が、より多くの人達の欲求を充すことにありとすれば、開発と保護との接点を見出す行司役として、一般人に登場していただくのが適当ではあるが、この種問題についての現在の理解度の状況では、いささかおぼつかないと考えざるを得ない。しかし、近い将来にその本質が理解され、より適切な批判がなされるために、常に、入念に、正しい開発の意義、遺跡保護の意義などのPRに努める必要がある。

保 護 者

前述のように、遺跡を、これまでの学術調査的処理に加えて、より人間集団のニーズに応えた形で対処することを求められている保護者の立場の難しさも、開発者として完全でないまでも十分理解できる。しかしながら、開発と保護との完全両立は現情においては不可能に近く、やむを得ずとっている前述の処置にも、何かと問題が多い。

一方、開発者からよくいわれる、遺跡の重要度を勘案して順位をつけよ、というような案も、遺跡というものを、歴史的各時代の連続のうえにおいて、また、生活のひろがりにおいて論ずべきものとして考えるとき、至難である、との答にならざるを得ないようである。

しかし、現実には切迫している。保護者と開発者は相互理解のうえに立ってこの現実を見つめ、現情打開のためにともに考えてゆかねばならない。

開 発 者 へ

私は開発者のひとりである。だから、他に望むよりも、最も近い私の仲間である人たちに、私の考え方を聞いていただき、またご批判もたまわりたい、と思うのである。

まず、広域的な、開発と保護、について考えてみると、一言でいえば、可能なかぎり長期の見透しに立った総合計画、地域計画の中において、この問題を正しく、適切にとり込んでゆくことであり、これが本質的な、開発と保護との調和、のための基本線であろう。それでは、その総合計画、地域計画立案を担当する者は誰なのか、現在その中心をなしているのは、私たち開発者、であることをここで確認しておきたい。つまり、現在の大テーマ“開発と保護との調和”を果たす責務は、現在、私たち開発者が負っている、というべきなのである。

もう少し実施段階についていえば、私たち開発者が、たとえば道路を建設する場合、かりにその路線が軟弱地盤に遭遇したとすれば、担当の技術者は懸命に調査し、対策工法を検討し、これによってその難所を通過するか、あるいはその費用が莫大なときには、自らの判断で新しい迂回路線を選ぶかするであろう。遺跡も軟弱地盤と同様とりわけ珍らしいものではない。しかし、開発者にと

ってはどうも、本来他人の分野のもの、といった感覚が、やゝもすると今まではあったのではないだろうか。たしかに、遺跡について研究することは保護者の分野であろうが、開発を大目的として遺跡への対応策を考えるのは開発の一部であり、開発者の担当範囲なのである。

そういった認識を明確にするため、私は、過去に使用してきた“開発における遺跡の保護”という表現をあらため、“保護”を“処理”とし、“開発における遺跡の処理”とすることにしている。すなわち“開発における遺跡の処理”は私たち開発者の担当すべき範囲なのである。

前述のとおり、私たち関係者が、みずからの責務として、あるいは総合計画、地域計画の立案において、開発と保護の調和、を、あるいは開発事業推進の過程において、開発における遺跡の処理、を、より適切になしとげようとすれば、まず必要なことは遺跡などに関する素養を深めることである。

近年、発想の転換、という言葉がよく使用されたが、既存の概念、既成の流れ、をまず離れ、全く別の視点、全く別の原点に立って事象を観察し、思考することは、その事象をより正しく理解し、問題をより適切に処理するために不可欠な動作のひとつである。では、その、発想の転換、は誰にでもできるだろうか。もちろん誰にでもできるのであるが、ただ、その人、各人の素養の範囲によって、転換の可能限界に差があるのは当然である。西遊記に、孫悟空がお釈迦様の掌から飛び出すことができなかった、という一節があるが、この物語は要するに、手のひらの大きさ、というものを、たんに物理的にしか理解できなかった孫悟空が、仏教哲学の廣大無辺の中からは、ついに飛び出せなかった、ということであろう。これも、孫悟空とお釈迦様との哲学の大きな差からくる、発想の限界の差を表現したものと考えられる。

昨今はまさに総合の時代である。したがって私たち開発者も総合技術でもって開発にあたらねばならない。総合技術の中には遺跡に関する研究、知識が包含されるべきことは当然であり、それは土木技術といわれるものの中に地質や、土質に関することが含まれていることとほぼ同義である。

開発者は、みずから文化財一般、なにかんずく遺跡に関する知識の修得に努め、保護者との相互理解のうえに立って、開発における遺跡の保護への適切な対応、さらに進んで、開発と保護との調和について提案し、そしてそれを実現してゆくべきである。これは、一見たいそう迂遠なようであるが、これが、現在の一つの大テーマ“開発と保護”、“開発と遺跡”を解決するための、実は最短路である、とかく信ずるものである。

あ と が き

私が“開発と保護”、“開発と遺跡”の問題に関係した時期より20余年、私なりに懸命に対処してきたものの、やはり振り返ってみるとなお遺憾とするものは多い。しかしながら、この間に接した数多くの人々が、開発の側、保護の側を問わず、それぞれの立場はありながらも、誠意をもって、その調和、解決にご協力をたまわったことに対し、あらためて深甚の敬意と謝意とを表する次第である。

付、用語説明

<文化財>

１．建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（「有形文化財」）

２．演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（「無形文化財」）

３．衣食住、生業、信仰、年中行事に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（「民俗文化財」）

４．貝塚、古墳、都城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（「記念物」）

<埋蔵文化財>

土地に埋蔵されている文化財をいう。すなわち、土地に埋蔵されているという状態に着目した文化財の呼び名である。なお、土地に埋蔵されている、には、地上に一部露出している場合や、海底・湖底等にある場合も該当するとされている。

埋蔵文化財となり得る文化財としては、土地に埋蔵される性質のものでなければならないから、有形文化財（考古資料等）、有形民俗文化財及び記念物の一部（住居跡、古生物の化石等）に限られる。

<埋蔵文化財包蔵地>

埋蔵文化財を包蔵している土地をいう。実務上、埋蔵文化財包蔵地、のことを、埋蔵文化財、と略称することが多い。

<遺跡>

過去の人類の活動した痕跡が何らかの物質的資料として残されている場所をいう。遺跡は、通常、相互に関連を有する一群の遺構とそれに付随する遺物とで構成されるといえる。

なお、遺跡と埋蔵文化財包蔵地とは類似しているが、前者は、土地に埋蔵されている、という限定がなく地上の廃墟の場合は、遺跡に該当しても埋蔵文化財には該当しない）人類の活動の痕跡、という限定がある（古生物の化石を包含している土地は、埋蔵文化財包蔵地に該当しても遺跡には該当しない）という点で後者と異なるが、わが国では、埋蔵文化財包蔵地と遺跡とがほぼ一致しているのが実態であり、埋蔵文化財包蔵地と遺跡とが同義語として用いられることが多い。

<遺構、遺物>

遺構と遺物とは、一線を画しがたい面があるが、一般には遺跡を構成する物質的資料のうち住居跡や溝のように地面に刻みこまれているものや、石垣のように土石を盛りあげたりした構築物で本来の機能を失っているものを、遺構、といい、持ち運びのできる石器、土器等で本来の機能を失っているものを、遺物、という。